

## 議案第47号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山駐車場）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片山 善博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立大山駐車場
- 2 指定管理者 西伯郡大山町大山40番地33  
大山町観光協会  
会長 大館禪雄
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 理由 大山駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、大山町観光協会を指定管理者として指定しようとするものである。